相談情報ピックアップ

第37回

脱毛エステの通い放題コースの中途解約・精算トラブルに注意!

相談事例

「6カ月で卒業」とうたう脱毛エステのウェブサイトを見て店舗に行った。3年間で30回のコースを勧められ、高額だったのでいったん断ったが、「この値段は今日だけ」などと引き留められ、36回払いの個別クレジットを組み総額60万円の契約をした。1年半が過ぎた段階で中途解約を申し出たら、「1年間の契約期間を過ぎているので、中途解約しても返金はない」と言われた。契約書には確かに契約期間は1年間と書かれていたが、手書きで「施術有効期間は3年間」と書かれており、私は中途解約も3年間可能な契約だと思っていた。施術を受けた分だけ支払って解約したい。 (20歳代、女性)

●問題点とアドバイス

脱毛エステの「〇年通い放題」など、長期間にわたるコースや無制限に施術を受けられるコースは、多くの場合、「有償での施術期間・回数(有償提供部分)」と「無償での施術期間・回数(無償提供部分)」とに分かれています。これは契約上、契約締結から一定の期間・回数を有償提供部分とし、それを超える無償提供部分については、アフターサービスとしているものと考えられます。

特定商取引法の中途解約精算ルールは有償提供部分のみが対象となります。そのため、「通い放題」などの広告・説明により消費者が認識していた契約期間と実際の契約内容(有償提供部分)にギャップがあり、消費者が思っていた以上に中途解約可能な期間が短く、トラブルになるケースがみられます。

(1) 脱毛エステの長期間にわたる契約は「解約しなければならないとき」も想定して慎重に

一般的に脱毛エステは長期間にわたってサービス提供を受ける契約です。脱毛機器が自分の 肌に合っていなかったり、事情が変わって通え なくなったりする可能性もあります。契約の締 結は慎重に行いましょう。

(2) 必ず契約書面で有償の期間・回数等を確認しましょう

必ず有償の期間・回数を契約書面で確認し、 どのタイミングで中途解約ができなくなるのか 確かめましょう。契約前に現在の肌の状態を確 認してもらい、自分が希望する状態になるまで の標準的な施術期間や回数等を把握しましょう。

(3) 契約内容を理解できるまで説明を受け、分割払いの場合は支払期間・回数等も確認!

エステ店によっては脱毛のコースが多数存在し、それらを組み合わせた複雑な内容が提案されるケースも少なくありません。「今日だけ割引」などと急かされても、契約内容等を理解できるまで、しっかりと説明を受けましょう。

また、分割払いの方法によっては契約終了後 も支払いが残る場合があります。分割払いの期 間もよく確認しておきましょう。

参考: 国民生活センター「脱毛エステの通い放題コースなどでの中途解約・精算トラブルに注意! 『途中でやめたら返金なし!?』『解約したのに支払いは続く…』」(2021年12月23日公表) https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211223_1.html